

大阪府立千里青雲高等学校 学校部活動に係る活動方針

令和5年11月16日

1. 学校部活動の目的

学校部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上設定する。
- (2) 平日の最終下校時刻は、18:30とする。
特別練習の届出がある場合は、定期考査1週間前は1時間程度、定期考査中は原則考査終了後から1時間程度の活動を認める。
- (3) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上設定する。
- (4) 週末の休養日は原則として月当たり2日以上となるよう設定するが、対外試合等で困難な場合もあるため、部ごとに年間で24日以上設定する。
- (5) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。なお、準備、後片づけの時間は活動時間に含めない。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行うが、競技等による違いは考慮する。
- (6) 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (7) 自主練習は上記活動日に含めない。自主練習とは、強制を伴わず、個人の意思で行う練習で、個人の体力・スキルの維持向上をめざすものである。
- (8) 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。

4. 指導について

- (1) 学校部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。